

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和21年2月1日、資格喪失日は25年4月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年2月及び同年3月は60円、同年4月及び同年5月は150円、同年6月から同年9月までは420円、同年10月から22年1月までは450円、同年2月から23年7月までは600円、同年8月から同年10月までは2,700円、同年11月から24年4月までは4,200円、同年5月から25年3月までは5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月1日から25年4月1日まで

私は、昭和19年頃からA社に勤務した。戦争中は同社B工場にて勤務し、終戦後は、同社本社にて勤務した。28年頃、結婚が決まり退職するまで継続して勤務しており、申立期間の年金記録が無いことに納得できない。調査をして、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社において昭和21年2月1日に被保険者資格を取得し、24年5月に法改正による標準報酬月額の改定の記録が確認できるものの、資格喪失日が記載されていない申立人と氏名、生年月日が同一のオンライン記録に統合されていない健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録が確認できる。

一方、申立人の厚生年金保険被保険者台帳は、申立期間前の昭和19年10月1日から20年9月30日までの期間及び申立期間後の25年4月1日から29年3月8日までの期間については、A社の被保険者期間で脱退手当金の支給記録が記載されているが、申立期間に係る記録は確認できない。

しかし、複数の同僚及び申立人の知人の証言から、A社五十年史に掲載されている「本社前で撮影の女子事務員」の写真に申立人が写っていることが確認

でき、当該写真は同僚等の証言から昭和 24 年 5 月以降に撮影されたものと推認できる。

また、昭和 25 年 12 月に被保険者資格を取得している同僚は、「申立人は、私が入社する何年も前から勤務していた先輩である。」と証言している。

さらに、申立人の知人は、「私と申立人は、学校の同級生であるが、申立人は、戦争中に A 社に勤務し、戦後も同社に勤務していた。申立人が同社を結婚退職したのは、昭和 28 年である。申立期間当時、女性が一度退職した会社に再度入社するような時代ではなかったため、途中退職はしていないはずである。」と証言していることから、申立人は、申立期間を含む昭和 21 年 2 月 1 日から 29 年 3 月 8 日まで、A 社に勤務していたことが認められる。

加えて、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和 25 年 4 月 1 日に同社が健康保険組合から政府管掌保険に管掌変更したことにより書き換えられており、書換え前の名簿の資格喪失日の欄が空欄となっている申立人を含む 43 人は、全て書換え後の名簿に記載されており、備考欄に「25. 4. 1 健保のみ取得」との記載が確認でき、申立人は、同日以前から厚生年金保険の被保険者となっているものと推認できることから、申立人の書換え後の名簿に記載された資格取得日（同年 4 月 1 日）は、誤記載であった可能性が高い。

その上、上記 42 人の同僚のうち、厚生年金保険被保険者台帳が確認できた 28 人について、申立人と同様に書換え前の名簿の記録が欠落している同僚が 6 人確認できることも考慮すると、社会保険出張所（当時）の記録の管理が適切に行われていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は申立人のものと判断でき、申立人の A 社における厚生年金保険の資格取得日は昭和 21 年 2 月 1 日、資格喪失日は 25 年 4 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A 社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 21 年 2 月及び同年 3 月は 60 円、同年 4 月及び同年 5 月は 150 円、同年 6 月から同年 9 月までは 420 円、同年 10 月から 22 年 1 月までは 450 円、同年 2 月から 23 年 7 月までは 600 円、同年 8 月から同年 10 月までは 2,700 円、同年 11 月から 24 年 4 月までは 4,200 円、同年 5 月から 25 年 3 月までは 5,000 円とすることが妥当である。

中部（静岡）厚生年金 事案 8655

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和56年8月1日と認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月30日から同年8月1日まで
私は、A社から子会社であるB社へ異動した。異動の前後で勤務は継続していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記複数の同僚は、「A社からB社への異動は籍だけの異動であり、勤務地、勤務内容、雇用形態及び給与形態に変更は無かった。」と証言している上、申立期間当時に事務を担当していた同僚は、「異動日は8月1日だったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和56年8月1日と認められる。

なお、オンライン記録において、昭和56年7月は、厚生年金保険法第19条第2項の規定により、既に厚生年金保険被保険者期間とされている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月30日から同年8月1日まで

私は、A社から子会社であるB社へ異動した。異動の前後で勤務は継続していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の記録及び申立期間当時の役員の証言により、申立人は、A社及び同社の関連企業であるB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社における複数の同僚は、「A社からB社への異動は籍だけの異動であり、勤務地、勤務内容、雇用形態及び給与形態に変更は無かった。」と証言している。

さらに、上記役員は、申立人について、「正社員であり、異動の前後も変わりなく給与から社会保険料を控除していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間同時に事務を担当していた同僚は、「異動日は8月1日だったと思う。」と証言している上、B社は昭和56年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものであることから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和56年6月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は既に解散している上、申立期間当時の事業主（当該両事業所の事業主は、同一人）も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8657

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月30日から同年8月1日まで

私は、A社から子会社であるB社へ異動した。異動の前後で勤務は継続していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の記録、申立期間当時の役員の証言及び同僚の証言により、申立人は、A社及び同社の関連企業であるB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、「A社からB社への異動は籍だけの異動であり、勤務地、勤務内容、雇用形態及び給与形態に変更は無かった。」と証言している。

さらに、上記役員は、申立人について、「正社員であり、異動の前後も変わりなく給与から社会保険料を控除していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間当時に事務を担当していた同僚は、「異動日は8月1日だったと思う。」と証言している上、B社は昭和56年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものであることから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における健康

保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 56 年 6 月の記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社及び B 社は既に解散している上、申立期間当時の事業主（当該両事業所の事業主は、同一人）も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8658

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月30日から同年8月1日まで

私は、A社から子会社であるB社へ異動した。異動の前後で勤務は継続していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の記録及び申立期間当時の役員の証言により、申立人は、A社及び同社の関連企業であるB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社における複数の同僚は、「A社からB社への異動は籍だけの異動であり、勤務地、勤務内容、雇用形態及び給与形態に変更は無かった。」と証言している。

さらに、上記役員は、申立人について、「正社員であり、異動の前後も変わりなく給与から社会保険料を控除していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間同時に事務を担当していた申立人は、「異動日は8月1日だったと思う。」と述べている上、B社は昭和56年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものであることから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和56年6月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は既に解散している上、申立期間当時の事業主（当該両事業所の事業主は、同一人）も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月30日から同年8月1日まで

私は、A社から子会社であるB社へ異動した。異動の前後で勤務は継続していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の記録、申立期間当時の役員の証言及び複数の同僚の証言により、申立人は、A社及び同社の関連企業であるB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記複数の同僚は、「A社からB社への異動は籍だけの異動であり、勤務地、勤務内容、雇用形態及び給与形態に変更は無かった。」と証言している。

さらに、上記役員は、申立人について、「正社員であり、異動の前後も変わりなく給与から社会保険料を控除していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間当時に事務を担当していた同僚は、「異動日は8月1日だったと思う。」と証言している上、B社は昭和56年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものであることから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和56年6月の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は既に解散している上、申立期間当時の事業主（当該両事業所の事業主は、同一人）も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月30日から同年8月1日まで

私は、A社から子会社であるB社へ異動した。異動の前後で勤務は継続していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の記録、申立期間当時の役員の証言及び複数の同僚の証言により、申立人は、A社及び同社の関連企業であるB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記複数の同僚は、「A社からB社への異動は籍だけの異動であり、勤務地、勤務内容、雇用形態及び給与形態に変更は無かった。」と証言している。

さらに、上記役員は、申立人について、「正社員であり、異動の前後も変わりなく給与から社会保険料を控除していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間当時に事務を担当していた同僚は、「異動日は8月1日だったと思う。」と証言している上、B社は昭和56年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものであることから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和56年6月の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は既に解散している上、申立期間当時の事業主（当該両事業所の事業主は、同一人）も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8661

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和57年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和53年3月24日入社以来、同社に継続して勤務している。転勤で同社B支店から同社へ異動はしたが、申立期間の記録が無いのは納得がいけない。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C健康保険組合から提出された被保険者台帳の記録及びA社から提出された在籍証明書により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和57年11月1日に同社B支店から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和57年9月の厚生年金保険被保険者名簿の記録及びC健康保険組合の被保険者台帳の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を昭和57年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 8662

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成21年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年8月1日から同年9月1日まで

私は、A社を平成21年8月31日に退職したが、年金記録を確認したところ、同社における資格喪失日が同月1日とされている。同月31日まで勤務したことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B税務署及びC町から提出された申立人に係る平成21年分の所得税の確定申告書、A社の給与明細書並びに同社の上司の証言から、申立人は、同年8月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記の所得税の確定申告書において確認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の回答は得られなかったが、A社の申立人に係る健康保険厚生年金

保険被保険者資格喪失届により、資格喪失日が平成 21 年 8 月 1 日となっていることが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）国民年金 事案 3765

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年2月まで

私は、実母の勧めによりA市で国民年金に加入した。加入手続については夫が行ってくれたと思う。国民年金保険料については、毎月自宅に集金に来ていた同市役所B出張所の職員に納付していた。その職員からは、領収書やはんこをもらった覚えは無いが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号が2回払い出されたことが確認できる。1回目は、昭和35年11月頃にC町で両親と連番で払い出されており、国民年金制度発足当初の同年10月に強制加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。2回目は、49年3月頃にA市で払い出されており、同年3月に任意加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。申立人に対しては、これら手帳記号番号以外の別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、現在、2回目に払い出された手帳記号番号が申立人の基礎年金番号に登録されている。

1回目に払い出された手帳記号番号については、i) 申立人は、当該手帳記号番号が払い出されていたことを認識しておらず、国民年金保険料納付に関与していたことがうかがわれないこと、ii) 上述の連番で手帳記号番号が払い出されていた両親は既に亡くなっており、保険料の納付状況は不明であること、iii) 当該手帳記号番号に係るオンライン記録では、申立期間のみならず、一度も保険料が納付された形跡が見当たらないこと、iv) 戸籍の附票によると、申立人は、昭和41年10月にC町からA市に転居しているが、当該手帳記号番号

に係るオンライン記録では住所が変更された形跡が確認できず、同市で保険料を納付していたことを見いだすことができないことを考え合わせると、1回目に払い出された手帳記号番号を用いて、申立人が申立期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

また、申立人は、2回目に払い出された国民年金手帳記号番号に係る国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする夫は、既に亡くなっていることから、当該手帳記号番号に係る申立期間の加入手続の詳細は不明である。

さらに、申立人は、申立期間当時、夫が厚生年金保険の被保険者であったため、国民年金の任意加入対象者であったところ、任意加入対象者については、制度上、加入の申出を行った日から国民年金の被保険者となることとされている。2回目の手帳記号番号における被保険者資格については、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、当該手帳記号番号に係るオンライン記録と同様、昭和49年3月1日に任意加入被保険者として取得したこととされており、同年3月から国民年金保険料の納付が開始されている。これらのことから、申立人は、2回目の手帳記号番号では申立期間において国民年金に未加入であり、集金人に保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が所持する年金手帳（2回目の手帳記号番号）においても、申立人は、昭和49年3月1日に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得し、54年5月1日に資格を喪失していることが確認でき、これら記載内容は2回目に払い出された手帳記号番号に係るオンライン記録と一致しており、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3766（中部（愛知）国民年金事案 3714 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 4 月に会社を退職した後、すぐに A 市 B 区役所で国民年金加入手続を行った。その後、請求書が送られてきて、毎月、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していたが、同区役所にはよく行っていたので、もしかしたら同区役所でも保険料を納付していたかもしれない。申立期間について、1 回に納付した金額は 3,000 円台の後半から 4,000 円台に上がっていった記憶もあるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしいとして申立てをしたが、平成 26 年 4 月 23 日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知を受け取った。

今回、少し思い出したことがあったので、再度、審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 市では、集金人（国民年金推進員）による国民年金保険料徴収は昭和 54 年 3 月で廃止され、申立期間当時、3 か月分の保険料を 1 枚とする納付書を送付していたとしているため、1 回に納付する保険料額は、昭和 55 年度は 1 万 1,310 円、56 年度は 1 万 3,500 円となり、申立人の記憶は当時の状況と相違すること、ii) 同市によると、申立人の国民年金被保険者名簿において、申立期間の記録が無いのは、当該期間に加入手続が行われていなかったものと思われ、57 年度の国民年金保険料検認状況一覧票において、申立人の得喪歴史コードが「1」（もれ者）と記載されているのは、加入手続が漏れていた者又は遅れて手続した者を指すとしていること、iii) オンライン記録によると、申立期間直後の 57 年 4 月から 58 年 3 月までの保険料は、当初、申請免除期間（59 年 10 月 9 日に当該期間の保険料を追納）とされており、申立人は 57 年 5 月から同年 7 月までの間に免除申請手続を行った

ものと考えられるところ、前述の同市の記録を勘案すると、申立人の会社退職後の国民年金加入手続はこの頃に行われたものとみられ、この加入手続の際に、55年4月6日まで遡って被保険者資格を再取得する事務処理が行われたものと推察されるため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられること、iv) 当該加入手続が行われたとみられる頃において、申立期間の保険料は、過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、申立人は、保険料を遡って納付したことも金融機関で保険料を納付したことも無いとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成26年4月23日付けで年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立てにおいて主張していた毎月自宅に来ていた集金人は国民年金保険料とは別の掛金の集金人であり、申立期間の保険料は、C金融機関D支店で納付していたことを思い出したとしているが、もしかしたらA市B区役所又はC金融機関の口座振替により保険料を納付していたかもしれないとするなど、その主張に一貫性がなく、申立人の当時の記憶は明確ではないと言わざるを得ない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「一度に納付した金額は1万円以上で、1回にすると3,000円台から4,000円台という記憶だから、3か月ごとに納付していたと思う。」としている。しかし、その申立内容は、上記に記載されている当委員会が通知した内容の一部と同様であり、申立人の記憶に基づく主張の変更であるとまでは言い難い。

これらのことから、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3767

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から57年6月まで

私の国民年金加入手続は、婚姻（昭和59年5月）した頃かその翌月に、母親がA市役所B支所で行ってくれた。その際、同支所の職員から、20歳まで遡って4年分の国民年金保険料を納付することができると勧められ、母親が4年分の保険料として20万円ぐらいを同支所で一括納付した。母親が納付した保険料は4年分のはずなのに、私の年金記録では、その半分しか記録が無いので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続については、母親が昭和59年5月又は同年6月頃に行ってくれたとしているところ、国民年金受付処理簿及びオンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月又は同年6月頃にA市で払い出されていることから、加入手続は、申立人の主張どおり、この頃に行われ、この加入手続の際に、55年*月*日（20歳到達時）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

しかしながら、申立人は、上記の加入手続後に母親が4年分の国民年金保険料を納付してくれたとしているものの、保険料を徴収する権利については、制度上、2年を経過したときは時効によって消滅するため、4年分の保険料を遡って一括納付することはできず、上記の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和55年6月から57年3月までの保険料については、母親が納付することはできなかったものとみられる。

また、申立期間の一部である昭和57年4月から同年6月までを含む同年4

月から59年3月までの国民年金保険料については、上記の加入手続時期（同年5月又は同年6月頃）において、過年度保険料として遡って納付することが可能であったところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、同年10月に申立期間直後の57年7月から59年3月までの保険料が遡って一括納付されていることが確認できる。この申立期間直後の保険料が納付された時期においては、申立期間のうち、57年4月から同年6月までの保険料については、既に時効が成立していたため、申立期間直後の保険料と併せて納付することはできなかつたものとみられるほか、母親は、保険料を遡って一括納付したのは1回のみであるとしていることを考え合わせると、母親が申立期間を含めた4年分の保険料を一括納付したとする記憶は、申立期間直後の保険料の一括納付のことを指しているものと思慮される。

さらに、申立人が現在も居住しているA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様に申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から56年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から56年1月まで

私の国民年金加入手続については、昭和52年4月頃に、母親が実家のあるA市役所で行い、申立期間の国民年金保険料については、母親又は私が、送られてくる納付書により同市役所内の金融機関で3、4か月ごとに納付していた。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、母親又は自身が、送られてくる納付書によりA市役所内の金融機関で3、4か月ごとに納付していたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、国民年金の加入手続を行った被保険者に払い出されるはずの国民年金手帳記号番号が、申立人に対しては、これまでに一度も払い出された形跡は見当たらないほか、申立人が居住している同市においても、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は確認できない。これらのことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、未加入者に対して納付書が送付されたとは考え難く、母親及び申立人が申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8663

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 2 月 15 日から 23 年 10 月 1 日まで

A社に平成 17 年 2 月 15 日から 25 年 11 月 1 日まで勤務していた。年金事務所における調査の結果、23 年 10 月 1 日以降の期間については厚生年金保険の記録が回復したが、入社以来、同じ条件で働いていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答並びに申立人から提出された雇用契約書及び雇用保険高年齢受給資格者証から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、「当時、申立人は、厚生年金保険に加入しておらず保険料を控除していない。」と回答しており、同社及び申立人から提出された申立期間に係る給与支給明細書、賃金台帳並びに課税庁から提出された平成 17 年分から 23 年分までの給与支払報告書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（和歌山）厚生年金 事案 8664（三重厚生年金事案 1895 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月 31 日から同年 8 月 21 日まで
② 昭和 52 年 1 月 10 日から同年 2 月 26 日まで
③ 昭和 52 年 8 月 27 日から同年 11 月 16 日まで
④ 昭和 53 年 4 月 25 日から同年 5 月 29 日まで

船員保険被保険者として働いた期間を調べた結果、A船、B船、C船に乗船した全期間と、D船に乗船した期間のうち一部の期間の船員保険被保険者記録が漏れているが、これらの期間に乗船していたことは、船員手帳からも明らかである。

また、申立期間①において、A船での保険証を使って受診した医療機関名を覚えている。再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについて、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人が申立期間①においてはA船（船舶所有者は、E氏）に、申立期間②においてはB船（船舶所有者は、F氏）に、申立期間③においてはD船（船舶所有者は、G氏）に、申立期間④においてはC船（船舶所有者は、H氏）に乗船していたことが確認できるところ、申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の被保険者期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間において船員保険の被保険者であったことに

はならないこと、申立期間①について、i) A船の船員保険被保険者記録がある同僚に照会したものの、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険の適用状況等についての供述を得ることはできないこと、ii) 同船舶は昭和51年2月10日に船員保険の適用事業所でなくなっている上、船舶所有者(E氏)は既に他界しており、申立人の当該期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について確認できる関係資料や供述を得ることはできないこと、iii) 同船舶の船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人及び申立人が一緒に乗船したとする同僚二人について、いずれも氏名は無く、整理番号に欠番も無いこと、申立期間②について、i) B船の船員保険被保険者記録がある同僚に照会したものの、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険の適用状況等についての供述を得ることはできないこと、ii) 同船舶の当該期間当時の船舶所有者(F氏)は既に他界しており、現在の船舶所有者から聴取したものの、申立人の当該期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について確認できる関係資料や供述を得ることはできないこと、iii) 同船舶に係る船員保険被保険者原票を確認したところ、申立人及び申立人が一緒に乗船したとする同僚一人について、いずれも被保険者原票は無く、整理番号に欠番も無いこと、申立期間③について、i) 申立人はD船に乗船していた同僚の氏名を記憶していないことから、同船舶の船員保険被保険者記録がある同僚に照会したものの、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険の適用状況等についての供述を得ることはできないこと、ii) 同船舶の当該期間当時の船舶所有者(G氏)は既に他界しており、現在の船舶所有者から聴取したものの、申立人の当該期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について確認できる関係資料や供述を得ることはできないこと、申立期間④について、i) 申立人はC船に乗船していた同僚の氏名を記憶していないことから、同船舶の船員保険被保険者記録がある同僚に照会したものの、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険の適用状況等についての供述を得ることはできないこと、ii) 同船舶の当該期間当時の船舶所有者(H氏)は既に他界しており、現在の船舶所有者から聴取したところ、申立人の当該期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について確認できる関係資料は無いものの、「当時、乗船期間の短い船員は船員保険に加入させていなかった。」旨の供述をしていること、iii) 同船舶に係る船員保険被保険者原票を確認したところ、申立人の被保険者原票は無く、整理番号に欠番も無いことなどから、既に年金記録確認三重地方第三者委員会(当時)の決定に基づく平成24年3月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間①から④までの期間について、船員手帳の記録から乗船していたことが明らかである。また、申立期間①において、A船での保険証を使って受診した医療機関名を覚えている。再度調査してほし

い。」と新たに主張して再度申立てを行っている。

しかし、申立期間①について、申立人が受診したとする医療機関に照会したものの、申立人の記録は確認できず、申立てに係る事実を確認できないことから、当該申立人の主張は、年金記録確認三重地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

また、申立期間②から④までの今回の再申立てに際し、申立人から新たな資料や証拠の提示は無いことから、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに年金記録確認三重地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8665

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 4 日から 36 年 7 月 1 日まで
② 昭和 36 年 11 月 10 日から 40 年 1 月 1 日まで

脱退手当金の支給を受けた記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、脱退手当金の支給額、被保険者期間、支給年月日等が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。